

鹿屋市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿屋市議会の個人情報保護に関する条例施行規程（令和５年鹿屋市議会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「第19条の４第１項第５号」を「第19条の４第１項第４号」に改め、同条第16号中「第12条第３項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の２第１項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は令和８年４月１日から施行する。ただし、第３条第５号の改正規定は、令和８年６月14日から施行する。